

答申書

平成 26 年 12 月 18 日
米原市庁舎等整備検討委員会

目 次

I はじめに	1
II 米原市庁舎等整備基本構想の策定に係る基本的事項	2
1 庁舎体制の在り方について	2
2 支所等の市民サービス機能の在り方について	2
3 新庁舎の基本理念について	3
4 新庁舎の基本機能について	4
5 新庁舎の規模について	6
6 新庁舎の建設位置について	9
7 新庁舎の整備手法等について	12
III 資料	13
1 米原市庁舎等整備検討委員会条例	13
2 米原市庁舎等整備検討委員会委員名簿	15
3 訪 問	16
4 米原市庁舎等整備検討委員会の検討経過	17
(会議資料および会議録)	

I はじめに

「米原市庁舎等整備検討委員会（以下「本委員会」という。）」は、米原市庁舎等整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項を調査審議するため、市の付属機関として平成26年3月6日に設置されました。

本委員会は、これまでに10回の会議を重ね、庁舎整備の必要性、市民サービス機能、庁舎の規模、機能、位置などの基本構想の策定に関する事項を慎重に調査審議し、答申としてまとめました。

本市の庁舎は、老朽化や耐震性能の問題、維持管理経費の増大、庁舎機能の分散による市民サービスや行政効率の低下などの課題を抱えています。

また、人口減少や少子高齢化の進展、普通交付税の合併算定替えによる特別加算額の縮減など今後厳しい財政状況が見込まれる中で、多様化する市民ニーズに対応していくためには、効率的で効果的な質の高いサービスが求められ、庁舎はそのサービスを提供するための重要な施設であることから、現庁舎体制の抜本的な改編整備は喫緊の課題であると考えます。

こうしたことから、本委員会では、現在の庁舎等の課題整理に始まり、庁舎の在り方について真剣に審議を行い、本委員会としての意見を見い出しました。

本答申が、今後市が策定する基本構想に可能な限り反映され、市民の理解が得られるとともに、未来へつなげる新たな拠点としての庁舎整備を推進されることを希望します。

II 米原市庁舎等整備基本構想の策定に係る基本的事項

1 庁舎体制の在り方について

市庁舎の現状と課題を整理し、庁舎体制に必要な事項を検討した結果、庁舎体制の在り方については、次のとおりとします。

- 米原庁舎、山東庁舎、伊吹庁舎および近江庁舎による分庁舎方式から1か所に統合、整備する統合庁舎方式が最も望ましい。

【庁舎体制に必要な事項】

- ◆ 庁舎の老朽化や耐震性能の問題から、防災・危機管理拠点として、災害に強い庁舎の整備
- ◆ 利用しやすい庁舎として、バリアフリー対応や1ヶ所で用事が済むなどの市民サービスの向上
- ◆ 職員の業務において、庁舎間移動の無駄がない効率的・機能的な執務環境の整備
- ◆ 維持管理費や職員移動経費など多額の経費を要しており、長期的にみたコスト削減への配慮
- ◆ 将来の市の発展に向けた拠点づくり

2 支所等の市民サービス機能の在り方について

過年度の市民意識調査結果や現在の市民自治センター等の利用状況を踏まえ、支所等の市民サービス機能の在り方については、次のとおりとします。

- 各地域に窓口および地域自治振興機能を有する支所等の機能は、現状を維持する。
- 行政サービスセンターは、利用状況、他の手段（コンビニ交付など）の活用を含めて、その在り方を今後検討する必要がある。
- 支所等の機能配置は、市民サービスの低下を招くことがないよう十分配慮するとともに、既存庁舎の在り方を含め、市全体の公共施設マネジメントの中で今後検討する必要がある。

【利用状況および市民意識】

- ◆ 各庁舎（市民自治センター等）と行政サービスセンターは、市内各地域に分散配置されている。
- ◆ 各庁舎における来庁者状況は、市民自治センターへの来庁者が最も多く、諸証明交付業務や市民窓口課関連手続等の利用が最も多い。
- ◆ 各庁舎にある窓口機能については、今後も4か所に設置することを望む声が4割を超える（市民意識調査結果）。
- ◆ 行政サービスセンターの認知度は低く、利用したことがない市民も6割を超えている。同センターを認知している市民の半数以上は、現状どおり存続を望んでいる（市民意識調査結果）。

3 新庁舎の基本理念について

新庁舎の基本理念は「庁舎の目指すべき姿」を示すものであり、庁舎の機能、規模等や今後の庁舎整備に係る基本的な設計の要件になるものです。

また、市庁舎は、市の中核施設として、市民、議会、行政が一体となった市政運営やまちづくりを通じ、市の将来像を具現化する拠点となる施設です。

このことから、まちづくりを担う市民や議会、行政が互いに情報を共有、発信でき、市民の利便性が高く、災害時にも安全で安心な市民生活が支えられるなど、未来へつなげる新たな発展に向けた米原市の都市拠点として、次の基本理念を提言します。

■ 新庁舎の基本理念

「水源の里」としての個性と魅力を受け継ぎ、未来へつなげる新たな拠点

人々の命を守る「水源の里」として育まれ、歴史や文化を紡いできた地域の個性と魅力を受け継ぎ、未来へつなげる新たな発展に向けた米原市の都市拠点として、人や物、情報が行き交う結節点としての地の利を活かし、人々を思いやりでもてなす新庁舎の実現に向けて、5つの整備理念を定めます。

■ 5つの整備理念

● 未来につながる、豊かな市民力を活かす開かれた庁舎

市民と行政が協働して自治振興、まちづくりを進め、「地の利」を活かした都市機能の集積による賑わいと活力を生み出す庁舎

● 市民の安全、安心な暮らしを支える庁舎

災害に強い建物や非常時の機能を確保するなど、市民を守るために司令塔となる庁舎

● 誰もが使いやすく、人にやさしい快適な庁舎

年齢や性別、立場を問わず、利用する全ての人が快適で使いやすい、心の通う庁舎

● 未来にわたり親しまれ、効率的で人や社会と共に成長する庁舎

まいばらの歴史や文化を受け継ぎ、未来にわたり親しまれ、効率性や経済性が高く、人や社会と共に成長していく庁舎

● まいばらの自然環境の創造、保全を推進する庁舎

まいばらの山、川、湖を思いやり、豊かな自然環境を活かした公共施設として、環境負荷の少ない環境配慮型の庁舎

4 新庁舎の基本機能について

5つの整備理念に基づき、新庁舎に求められる基本機能は次のとおりです。

● 未来につながる、豊かな市民力を活かす開かれた庁舎

① 市民協働機能

一般市民に開放できる多目的室の設置など、市民および地域活動団体のイベントやコミュニティ形成のためのスペースとして利用できるものとし、多目的室は、曜日、時間等に左右されず、さまざまな利用形態に柔軟に対応できるスペースとすること。

② 市民交流・賑わいの生まれる場の提供

市民交流や賑わいの生まれる場が提供でき、利用の促進を図るため、利便性に配慮すること。

③ 市民に開かれた議会の実現

議会の傍聴のしやすさなど、市民の誰もが関心の持てる開かれた雰囲気の議場とすること。

④ 情報の集積・適切な発信のための環境整備

市政、市民活動、地域や観光に関する情報、資料などについて、閲覧、情報提供できる情報コーナーの設置と地の利を活かした様々な情報の集積機能を付加すること。

● 市民の安全、安心な暮らしを支える庁舎

① 災害時の危機管理機能の維持、市民への情報発信機能の強化

災害によるライフラインの途絶時でも、庁舎の電源、通信機能等を確保し、災害対策活動がスムーズに行え、関係機関との連携を取り、司令塔の役割を果たす災害対策本部機能を設置すること。

② 安全性を確保し、災害に強い庁舎の実現

災害時でも庁舎内での災害対策活動が可能な施設整備を行うこと。例えば、大地震に対しては、建物の揺れを軽減し地震発生後も建物などが損傷することなく使用できるような構造の採用や集中豪雨による冠水に対しては浸水対策の対応など、災害に強い庁舎とすること。

③ 市民の財産を守る、強化された防犯対策

不審者の侵入により市民の財産が損なわれないよう、サーバー室などの重要室の出入り口等にはカードキーや生体認証キーなどの整備、監視カメラの設置など、セキュリティを強化すること。

● 誰もが使いやすく、人にやさしい快適な庁舎

① 子どもから高齢者まで、あらゆる人に配慮したデザイン

子どもから高齢者まで、庁舎を利用するあらゆる人に配慮して、サイン計画、動線計画、必要諸室の整備など、庁舎の隅々まで使いやすさを実現すること。

② 窓口機能の向上、相談窓口機能の充実

窓口は各種手続の煩雑さを解消し、分かりやすさ、使いやすさに配慮し、市民サービスの向上を図ること。

また、誰もが気軽に相談できるよう、個人のプライバシーに配慮した窓口カウンターや相談室の設置など、相談窓口機能を充実すること。

③ 快適で効率的な執務環境の実現

窓口部門は、低層階の分かりやすいところに配置し、執務室は、仕切りのない見通しのきく広い空間であることや来庁者が分かりやすい構成とし、打合せブース、会議室を充実させ、執務効率の向上を図ること。

● 未来にわたり親しまれ、効率的で人や社会と共に成長する庁舎

① 将來の変化に柔軟に対応できる、高いフレキシビリティの確保

執務室は間仕切りを設けない開放的な空間とし、将来の組織機構の変化への対応や一時的な繁忙期の対応のしやすさなどへの配慮や将来の設備更新のしやすさなどにも配慮すること。

② 維持管理のしやすさなど、ライフサイクルコストへの配慮

メンテナンスの簡単な工法や材料の採用、特に風雨にさらされる外装材や来庁者の使用頻度の高いエリアの仕上げ材は耐久性に優れた材料の採用など、ライフサイクルコストの縮減を図ること。

③ 市民に親しまれるデザイン、材料の選定

庁舎が永く親しまれ、市民とともに成長するために、まいばらの歴史や文化を継承する素材などを積極的に取り入れ、まいばらを感じられるような庁舎とすること。

● まいばらの自然環境の創造、保全を推進する庁舎

① 自然エネルギーの有効活用

化石燃料や埋蔵資源に頼らず、太陽光、風力、地中熱、地下水熱などの自然の再生可能エネルギーを有効活用し、環境保全を推進する庁舎とすること。

② 省エネルギー技術の採用、環境負荷の低減

庁舎を使用する上で必要となる空調負荷、照明負荷などをできるだけ抑制するために、様々な省エネ技術を採用し、環境負荷の低減を図ること。

③ 豊かな森林資源の保全と地産地消

まいばらの豊かな森林資源が生み出す地元産木材を積極的に活用し、地元愛を育むとともに森林保全や水源を守る意識付けが行える庁舎とすること。

《付帯意見》

・導入する施設機能は、庁舎の整備計画が具現化していく過程において、庁舎規模や費用対効果を見極めながら検討する必要がある。

5 新庁舎の規模について

新庁舎の規模は、新庁舎の規模を検討するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計を検討し、現状を踏まえた妥当な庁舎規模は次のとおりです。

- 新庁舎の規模については、「10,000 m²」程度とする。
- 新庁舎に必要とする駐車場台数は、「158 台」程度とする。

《付帯意見》

・庁舎の整備計画が具現化していく過程において、庁舎規模を算定する際は、将来を見据え、過大な規模にならないよう熟慮の上、検討する必要がある。

【基本指標の設定】

新庁舎の規模算定の前提条件としては、下表に示すとおり、基本指標となる職員数を400人、議員数を20人と仮定します。

人数	説明
職員数 (400 人)	新庁舎に統合した場合の想定される組織に属する職員数 (平成 26 年 4 月時点における組織の職員数から、新庁舎以外の施設で業務を行う職員を除いた人数※特別職、嘱託、臨時職員を含む。)
議員数 (20 人)	『米原市議会の議員の定数を定める条例』の議員定数から

【庁舎規模の算定】

上記で仮定した職員数に基づき、総務省の『起債許可標準面積算定基準』¹（以下、総務省基準という。）による新庁舎の執務室や議会機能、共用部分等からなる「基準面積」を算定すると、下表に示すとおり 8,297.68 m²となります。

<総務省基準に基づく基準面積>

	役職	職員数 (人)	換算係数	換算職人数 (人)	面積 (m ²)
①事務室	特別職	3	12.0	36.0	2,324.70
	部長職	12	2.5	30.0	
	次・課長級	34	1.8	61.2	
	補佐・係長級	48	1.8	86.4	
	一般職	211	1.0	211.0	
	嘱託・臨時等	92	1.0	92.0	
	計	400		516.6	
	面積換算	516.6 人×4.5 m ² /人			
②倉庫	①の面積		共用面積率 (%)		302.21
	2,324.70		13.0		
③会議室 (会議室・便所等)	職員数 (人)		1 人当たり面積 (m ² /人)		2,800.00
	400		7.0		
④玄関・広間・廊下・ 階段等	① + ② + ③ の面積 (m ²)		共用面積率 (%)		2,170.76
	5,426.91		40.0		
小計					7,597.68
⑤議場機能	議員定数 20 人×基準面積 35.0 m ² /人				700.00
合計 (行政機能 + 議会機能)					8,297.68

¹ 総務省地方債同意等基準に定める庁舎標準面積算定基準のこと。平成 23 年度に廃止されていますが、新庁舎建設の規模算定において、他市でも多く用いられているため、本検討においても適用します。

次に新庁舎の基本機能に基づき、前記の総務省基準に含まれない付加機能の面積を算定します。市民協働、市民交流等の多目的機能、災害対策機能等を確保する必要があることから、他市事例も参考に算定を行い、下表に示すとおり、付加機能全体で 1,800 m²の規模を見込むものとします。

<付加機能の規模>²

機能区分	具体的スペース	面積 (m ²)	
多目的機能	情報コーナー・市民協働スペース・多目的会議室・キッズスペース・授乳室など	1,000	1,800
災害対策機能	災害対策室・待機室・備蓄倉庫・非常用電源機械室・サーバー室など	500	
共用部分	付加機能部分への廊下など		300

<新庁舎の規模>

$\text{基準面積 } 8,297.68 \text{ m}^2 + \text{付加機能面積 } 1,800 \text{ m}^2 = 10,097.68 \text{ m}^2$ $\approx 10,000 \text{ m}^2$

以上の算定結果から、新庁舎の必要規模については、約 10,000 m²を基準として、設計段階で機能別の詳細な面積設定を行うなど、継続して検討を行うことが望ましいと考えます。

なお、参考として、人口や職員数がほぼ同規模の他都市において、最近検討が行われた新庁舎の計画規模の設定を下表に示します。これによると、職員 1 人当たり平均で 25.8 m²/人となっており、本市の規模設定は 25.2 m²/人は、新庁舎の規模として概ね妥当な水準であると考えます。

<他市における新庁舎の計画規模>

自治体名	人口(人)	職員数(人)	延床面積(m ²)	職員 1 人当たり延床面積(m ² /人)
犬山市（愛知県）	75,388	430	9,754	22.9
木津川市（京都府）	72,463	374	9,857	26.4
みよし市（愛知県）	59,521	376	10,165	27.0
加東市（兵庫県）	39,792	309	8,831	28.6
庄原市（広島県）	38,579	331	7,429	22.4
紀の川市（和歌山県）	66,151	430	13,500	31.3
福生市（東京都）	58,691	362	8,000	22.1
平 均				25.8
米原市	40,279	400	10,097	25.2

² 付加機能の各スペースの規模、面積配分については、今後の設計において適宜調整するものとします。

【駐車場台数の算定】

駐車場台数は、下表に示すとおり、一般来庁者用を 100 台程度、公用車用を 58 台の合計 158 台程度と設定します。

<駐車台数の設定>

利用者	台数 (台)	説明
一般来庁者	100	『最大滞留量の近似的計算方法 ³ 』による 86 台、同規模庁舎の他市事例からの想定 110 台、現在の 4 庁舎の駐車台数の合計である 133 台の平均で設定
公用車	58	現状の公用車（乗用車）台数の 70 台から、『米原市庁舎等の在り方検討に係る現状分析業務報告書』より 1 庁舎に集約した場合の削減可能台数 12 台を減じた台数で設定

³ 最大滞留量の近似的算定法とは、（最大滞留量＝総利用量×滞留率）の式が成立することを利用した駐車場の同時使用量を算定する近似の方法。

6 新庁舎の建設位置について

新庁舎の建設位置は、財政支出を軽減するために公有地を条件として、敷地の法令上の制約や新庁舎の必要規模および駐車場等が確保できる5つの候補地を選定し、評価項目に基づく総合評価を行いました。

総合評価の結果、新庁舎の建設位置は次のとおりです。

- 新庁舎の建設候補地は、「米原駅東口市有地」が適地である。

《付帯意見》

・庁舎の整備計画が具現化する過程において、本市の新たな都市拠点としての賑わいの創出につながるなど、米原駅東口の面的な活性化に資する施設機能の検討が必要である。

【建設位置の検討フロー】

新庁舎の建設位置は、建設候補地の抽出、評価項目、評価基準の設定など、次の評価手順により総合評価を行うものとしました。

1 建設候補地の抽出

- ・財政支出の軽減に配慮し、「公有地」を条件として抽出する。

2 敷地条件による絞り込み

- ・敷地の法令上の制約や新庁舎の規模に見合った敷地面積であるかを絞り込む。

3 評価項目の設定

- ・新庁舎の建設位置を絞り込むための、評価項目、評価基準を設定する。
- ・評価項目は、地方自治法第4条の規定を踏まえ、市の上位計画、市民の利便性などの視点から設定する。

4 総合評価

- ・各候補地を評価項目に基づき総合的に評価を行い、建設位置を決定する。

【建設候補地の抽出】

新庁舎建設の候補地は、財政支出を軽減するために、土地の取得費が発生しない公有地（8つの候補地）を検討対象としました。その中から敷地の法令上の制約や新庁舎の必要規模および駐車場等が確保できる敷地（6,000 m²以上）による絞り込みを行い、下表に示す5地点について検討を行いました。

<新庁舎建設候補地>

候補地	敷地面積 (m ²)	所在地	用途地域 (建ぺい率/容積率)
伊吹庁舎敷地	3,190	米原市春照 490 番地 1	近隣商業地域 (80%/200%)
山東庁舎敷地	8,280	米原市長岡 1206 番地	第1種住居地域 (60%/200%)
近江庁舎敷地	6,960	米原市顔戸 488 番地 3	無指定地域 (市街化調整区域) (70%/200%)
米原庁舎敷地	10,730	米原市下多良三丁目 3 番地	第1種中高層 住居専用地域 (60%/200%)
米原駅東口市有地	7,000	米原駅東部土地区画整理事業 仮換地 13 街区 2 番、14 街区 3 番	商業地域 (80%/400%)

【評価項目の設定】

候補地を選定する評価の視点として、地方自治法第4条に庁舎（地方公共団体の事務所の位置）の位置に関する規定があり、この規定を踏まえ、まちづくりの整合性などの候補地の選定に係る評価項目を設定し、評価を行いました。

<評価項目>

評価項目	評価内容
新庁舎建設位置評価	まちづくりとの整合性
	市民の利便性
	交通アクセス
	防災拠点としての安全性
	機能維持性
	事業の可能性、経済性
	敷地条件等の適正
	事業費、工期の確実性

<評価基準>

評価	評価内容
A	当該評価項目において特に評価できる。
B	当該評価項目において評価できる。
C	当該評価項目において評価できるとは認められない。

【総合評価】

評価基準に基づき総合的に評価を行った結果、まちづくりの整合性、市民の利便性、事業の可能性や経済性などで高い評価結果になった米原駅東口市有地を適地と判断しました。

<評価結果>

評価項目	伊吹庁舎 敷地	山東庁舎 敷地	近江庁舎 敷地	米原庁舎 敷地	米原駅東口 市有地
市上位計画との整合性	C	B	C	A	A
都市機能の集積	C	C	C	A	A
交通アクセス	C	B	B	A	A
防災拠点としての安全性	A	C	C	C	B
機能維持性	B	C	B	B	A
敷地条件等の適正	建設 できない	B	C	B	A
事業費、工期の確実性	—	B	B	B	A
総合評価	※	C	C	B	A

※伊吹庁舎敷地は、敷地条件において新庁舎の建設面積を確保できないことから、総合評価をしておりません。

<主な評価理由>

米原駅東口市有地をA、米原庁舎敷地をBとした主な評価理由は、次のとおりです。

候補地	評価理由
米原駅東口市有地	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画マスタープランにおいて、将来都市構造ではリーディングエリアに位置付けされていることや都市拠点（商業系市街地）として整理されている。 ◆他の官公署や金融機関、商業施設等が集積しており、公共交通機関によるアクセス性が高い。 ◆浸水想定も0.1から0.5m未満と低く、第1次緊急輸送道路（国道8号）に接しており、防災拠点としての安全性、機能維持性は比較的高い。 ◆都市計画法に基づく用途地域（商業地域）による敷地条件の適性も高く、事業費や工期の確実性も評価できる。 ◆米原駅東口周辺の活性化が期待できる。
米原庁舎敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の官公署や金融機関、商業施設等が集積しており、公共交通機関によるアクセス性が高い。 ◆都市計画法に基づく用途地域（第1種中高層住居専用地域）により、都市計画マスタープランや用途地域の変更が必要になる。 ◆仮設庁舎が必要になるため、事業費が高くなる。ただし、工法を更に検討することにより、仮設庁舎費の圧縮が期待できる。

7 新庁舎の整備手法等について

想定される新庁舎の整備手法等は、次のとおりです。

(1) 整備手法について

これまで、従来型の事業として各業務の仕様書を基に分離発注を行ってきましたが、近年の公共事業においては、限られた財源の下、より効率的、効果的な公共施設の整備等を行うために、民間資金やノウハウの活用を前提とした性能規定による一括発注方式を導入する自治体も増えてきています。

本市でも、新庁舎の整備は大型の公共事業となることから、財政負担への配慮が必要となります。その上で、効率的な事業推進や事業実施の確実性を追求するとともに、より望ましい施設整備の実現性を目指す必要があることから、新庁舎の整備事業としてどの手法を適用していくか、引き続き検討を行う必要があります。

(2) 整備時期について

現庁舎の老朽化や耐震性能の問題を考慮すると、早期の整備が望ましく、また新庁舎の整備に有効な財源である合併特例債の発行期限である平成32年度を完了目標とし、計画的かつ速やかに行う必要があります。

(3) 財源について

新庁舎の整備に当たっては、可能な限り事業費の圧縮に努めるとともに、財源については、有効な合併特例債の活用をはじめ、施設整備内容に応じた補助金や民間資金等の活用を研究、検討し、将来への財政負担の軽減を図る必要があります。

また、より一層の行財政改革を推進し、堅固な行財政基盤の確立を図られるよう要望します。

III 資 料

1 米原市庁舎等整備検討委員会条例

米原市庁舎等整備検討委員会条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 米原市は、庁舎等の整備に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、米原市庁舎等整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 庁舎等の整備に係る計画等に関すること。

(2) 庁舎等の規模および機能に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、庁舎等の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に対する答申を行う日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長および副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第 7 条 委員会は、特に必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
(会議の招集)
- 2 第 3 条第 2 項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 米原市庁舎等整備検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分 (条例第3条)	氏 名	選出団体等	備考
1	岩崎 恭典 高柳 英明	四日市大学総合政策学部	委員長
2		滋賀県立大学環境科学部	副委員長
3	三原作義 ※1 伊藤信義 ※2 松居雅文 ※1 竹岡久雄 ※2 下村良弘 ※1 春日敬三 ※2 大下精二 ※1 田中薰 ※2 日向寛 吉田正子 北村きの 山田滋 ※1 木村幸太郎 ※2 福永ひろみ 堀川弥二郎 川口幸雄	米原市伊吹地区区長会	
4			
5		米原市山東地区区長会	
6			
7		米原市米原地区区長会	
8			
9		米原市近江地区区長会	
10			
11		米原市商工会	
12			
13		米原市社会福祉協議会	
14	佐々木 健司 大野淳天		
15	米原市女性の会		

【任期：平成26年3月6日から答申するまでの期間】

※1：平成26年3月6日から平成26年4月23日まで

※2：平成26年4月24日から答申するまでの期間

3 諒問

米管第104号
平成26年3月6日

米原市庁舎等整備検討委員会委員長様

米原市長 平尾道雄

米原市庁舎等整備基本構想の策定について（諒問）

米原市庁舎等整備検討委員会条例（平成25年米原市条例第34号）第2条の規定に基づき、米原市庁舎等整備基本構想（案）の策定について、貴委員会に理由書を添えて諒問します。

諒問理由書

本市の庁舎は、合併以後分庁方式としてきましたが、各庁舎は、老朽化や耐震性能に課題があり、更には狭隘化、維持管理経費の増大、バリアフリー対応等において市民サービスや行政効率の低下等様々な課題を抱えています。

市では、平成24年3月に米原市庁舎等の在り方検討市民委員会から「米原市庁舎等の在り方に關する提言書」を受け、抜本的対策が早期に必要であると認識しているところです。

今回、新たに検討を行い、庁舎等の在るべき方向性を示して事業の推進を図るため、米原市庁舎等整備基本構想を策定することとしました。

基本構想の内容としましては、現在の庁舎等の課題を確認し、庁舎整備の必要性、市民サービス機能、庁舎の規模、機能、位置等に関する事項を整理していくことを考えております。

つきましては、米原市の将来を見据え、米原市庁舎等整備基本構想について、貴検討委員会の御意見をいただきたく諒問を行うものです。

4 米原市庁舎等整備検討委員会の検討経過（会議資料および会議録）

本委員会は、平成 26 年 3 月から平成 26 年 12 月にわたり、計 10 回の会議を開催し、調査審議しました。

各会議の開催時期および検討内容は次のとおりです。

■ 第 1 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 3 月 6 日）

- ・委員長、副委員長の選出
- ・諮問
- ・議事 1 庁舎等整備基本構想について
- ・議事 2 各庁舎の現状と課題について

■ 第 2 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 4 月 24 日）

- ・議事 1 庁舎の現状と課題の整理について
- ・議事 2 庁舎体制の在り方の検討について

■ 第 3 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 5 月 27 日）

- ・議事 1 庁舎体制の在り方について（まとめ）
- ・議事 2 支所等の市民サービス機能の在り方について
- ・議事 3 新庁舎の基本理念について

■ 第 4 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 7 月 1 日）

- ・議事 1 支所等の市民サービス機能の在り方について（まとめ）
- ・議事 2 新庁舎の基本理念について（ワークショップ）

■ 第 5 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 7 月 28 日）

- ・議事 1 新庁舎の基本理念について
- ・議事 2 新庁舎の基本機能について

■ 第 6 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 9 月 26 日）

- ・議事 1 新庁舎の基本理念について（まとめ）
- ・議事 2 新庁舎の基本機能について（まとめ）
- ・議事 3 新庁舎の規模について
- ・議事 4 新庁舎の建設場所の検討の進め方について

■ 第 7 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 10 月 29 日）

- ・議事 1 新庁舎の基本機能、規模について（まとめ）
- ・議事 2 新庁舎の建設候補地について

■ 第 8 回米原市庁舎等整備検討委員会（平成 26 年 11 月 13 日）

- ・議事 1 新庁舎の建設候補地について

■ 第9回米原市庁舎等整備検討委員会（平成26年11月27日）

- ・議事1 新庁舎の建設候補地について
- ・議事2 事業手法、財源等について

■ 第10回米原市庁舎等整備検討委員会（平成26年12月11日）

- ・議事1 答申について

■ 第1回から第10回までの会議録（別添）